



受動喫煙防止対策 施設管理者向け 標識掲示パンフレット (第3版)

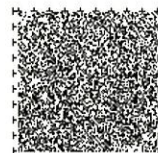


このパンフレットは、事務所、飲食店、ホテルなど多数の者が利用する施設における屋内の喫煙環境整備についてご案内する資料です。

なお、学校・病院・児童福祉施設その他の受動喫煙による健康影響が大きい子供や患者などが主として利用する施設は、屋内に喫煙をすることができる場所を設けることができないため、このパンフレットの対象外となります。これらの施設に関するご質問は、裏表紙にあります相談窓口までお寄せください。



東京都福祉保健局



標識（シール型）の追加配布を希望する方は

各種標識及び本パンフレットは、東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」よりダウンロードできます。

また、標識（シール型）をご希望の場合は、以下の相談窓口や保健所にて配布しております。

東京都受動喫煙防止条例

検索

URL : <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/leaflet/hyoshiki.html>



受動喫煙防止対策相談窓口等

東京都では、受動喫煙防止対策に関する都民や事業者の方々のお問合せに対応するため、相談窓口を開設しています。このパンフレットを読んでわからないことがあった場合も、お気軽にお問い合わせください。

受動喫煙防止対策に関する
ご相談・お問合せはこちらまで

もくもくゼロ
0570-069690

月～金（祝日・年末年始除く） 9時～17時45分

※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。

また、東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」（上記 URL 参照）では、AI チャットボットサービスによるお問合せへの自動応答サービスを行っております（24 時間 365 日対応）。あわせてご利用ください。

<喫煙専用室設置に関する専門アドバイザーによる相談事業>

東京都では、2020 年 4 月の法律・条例の全面施行に向け、喫煙専用室等を設置しようとする施設に対し、個別の課題に応じた専門アドバイザーによる無料相談を行っています。ぜひご利用ください。

- ・対象 東京都内に所在する施設（例：事務所（職場）、飲食店、宿泊施設など）
- ・相談事例 「喫煙専用室の設置に当たって必要な要件を知りたい」
「既存の喫煙場所が喫煙専用室の要件に適合するか調べたい」 など

～無料相談の申込は、上記相談窓口（0570-069690）までご連絡ください。～

喫煙専用室の設置等に関する補助金・助成金について

<東京都による補助事業（平成 31 年度）>

- (1) 補助対象 : 東京都内の中小飲食店及び宿泊施設
- (2) 補助率 : ① 客席面積 100 m²以下の中小飲食店 10 分の 9
② ①以外の中小飲食店及び宿泊施設 5 分の 4
- (3) 補助上限額 : 400 万円

※経営上の相談やアドバイスを受けたい中小飲食店・宿泊施設を対象に、中小企業診断士などの専門家を派遣します。

～上記についてのご相談は、受動喫煙防止対策相談窓口（0570-069690）までご連絡ください。～

<国による助成事業（受動喫煙防止対策助成金）>

- (1) 助成対象 : 一定の要件を満たした中小企業事業主
- (2) 補助率 : ① 飲食店を営んでいる事業場 3 分の 2
② ①以外の小売業、サービス業、卸売業、その他の業種 2 分の 1
- (3) 補助上限額 : 100 万円

※対象となる事業主の要件や助成対象となる措置などは、厚生労働省ホームページをご参照ください。

※ご不明な点は、事業場のある都道府県労働局にご相談ください。